

三浦学苑高等学校学則(抜粋)

第 1 章 総 則

第 1 条 本校は教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じて、高等普通教育を施し、工業に関する学科にあつては、工業に従事するために必要な知識技能及び態度を習得させ国家及び社会の有為な形成者としての資質を養うことを目的とする。

第 2 章 課程の組織

第 4 条 本校の課程及び収容定員は次の通りとする。

全日制課程

普通科 1,056 名 (男女)

工業技術科 504 名 (男女)

計 1,560 名

第 3 章 学年・学期及び休業日等

第 6 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 条 学年を分けて、次の 3 学期とする。

第 1 学期 4 月 1 日から 7 月 31 日まで

第 2 学期 8 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

第 8 条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国で定める国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 創立記念日 4 月 27 日

(4) 学年始休業 4 月 1 日から 4 月 4 日まで

(5) 夏季休業 7 月 21 日から 8 月 26 日まで

(6) 冬季休業 12 月 23 日から翌年 1 月 7 日まで

(7) 学年末休業 3 月 25 日から 3 月 31 日まで

2 教育上の必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるとき、もしくは、教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学、退学、転学及び休学等

- 第11条 入学を希望する者は、入学願書等の書類に検定料をそえ、願い出なければならない。
- 第12条 入学を希望する者は、選考を行ない校長がこれを許可する。
- 第13条 入学の許可を受けた者は、すみやかに保証人と共に指定の日に、在学保証書に入学料をそえて提出しなければならない。
- 3 保証人は成年以上の者で、生徒の保護者か又は之に代って監督の責任を持てる者で当市内域はその付近に住み、校長が適当と認めた者に限る。
- 4 保証人が死亡したり3項の資格を失ったりした場合は、直ちに新保証人を定めて、保証書を提出する。
- 第14条 2 第2学年以上に転・編入学することができる者は、相当年令に達し、前各学年の課程を修了したと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 第15条 他の高等学校から本校に転学を志望する生徒があるときは、欠員がある場合に限り選考の上転学を許可することがある。
- 2 生徒が他の高等学校へ転学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。
- 第16条 生徒が退学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て、許可を受けなければならない。
- 第17条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席、遅刻、早退するときは、保護者は、その理由を生徒手帳に明記し、届け出なければならない。
- 2 生徒が病気その他やむを得ない理由により3ヶ月以上出席することのできない時は、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえ休学を願い出て許可を受けなければならない。
- 第18条 前条第2項の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者は所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て許可を受けなければならない。
- 第19条 生徒が伝染病にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その生徒に対し、出席停止を命ずることがある。
- 第20条 生徒が親族の死亡により忌引休みを願い出たときは、これを許可することがある。
- 第21条 生徒及び保護者、保証人の氏名、住所の変更等、身上事項について移動があったときは、すみやかに届け出なければならない。

第5章 教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業等

- 第23条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。
- 第24条 前条の規定により、生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。
- 第25条 生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった者について教育上必要があるときは、原級に留め置くことがある。

第7章 校納金

第27条 本校の校納金は下記の通りとする。

授業料	35,000円(月額)
入学金 普通科	200,000円
工業技術科	200,000円
入学検定料	20,000円
I B教育費	20,000円(月額)
施設拡充費 普通科	200,000円
工業技術科	200,000円
工業技術科実習費	5,000円(月額)
維持費	10,000円(月額)

- 2 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 1ヶ月全欠席の者及び休学を許された者でも授業料を納入する。
- 4 正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わずに授業料を3ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。
- 5 すでに納入した授業料、入学料及び検定料は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

第28条 授業料分納の場合には前月末日までに納入する。

第8章 賞 罰

第29条 生徒がその成績、性行ともにすぐれ他の模範となる者又は皆勤者には、卒業の際ほう賞することがある。

第30条 生徒が学則その他本校の定める諸規則を守らずその本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行なう。

- 2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。

第9章 災害補償

第31条 生徒が学校管理下において災害を受けた時は、日本スポーツ振興センターの規定によって補償する。

授業・試験・成績などに関する規程

◇授業日数・授業時数に関する事項

【臨時休校について】

- 「自然災害に関する対応」について

午前 6 時に神奈川県東部地区（地区内の一部または全域）に「暴風警報」が発令された場合は自宅待機とする。そのときの状況により臨時休校またはオンライン授業を実施する。

- 特別警報について

神奈川県東部地区の一部または全域において「特別警報」が発令された場合、自宅待機とする。そのときの状況により臨時休校またはオンライン授業を実施する。

※台風、大雨、大雪等による影響が事前に予測できる場合もオンライン授業に切り替える可能性がある。

◇出欠席及び欠課に関する事項

【忌引きについて】

- 忌引きの扱いは休業日も含め次の通りとする。ただし、葬儀等で遠方へ出向かなくてはならない場合、移動日として 2 日間を加えることができる。

- ・一親等（父母）の死亡 5 日間
- ・二親等（祖父母・兄弟・姉妹など）の死亡 3 日間
- ・三親等（伯、叔父母・甥・姪など）の死亡 1 日間

【学校感染症について】

- 出席停止になるもの

・日本脳炎 ・インフルエンザ ・風疹 ・水痘 ・結核 ・麻疹 ・コロナウイルス ・その他

- 出席停止期間については医師の診断に従う。診断の際、医師に生徒手帳の「出席停止届欄」への記載を依頼する。生徒手帳は、クラス担任に速やかに提出する。

【皆勤・精勤について】

- 皆勤：次のすべての条件を満たす者。（進路にかかわる試験による出席停止や忌引きの場合は皆勤の対象となる。）

- ・3年間で遅刻、早退、欠席がないこと。
- ・3年間で保健室などの欠課がないこと。
- ・3年間で学校感染症による出席停止がないこと。

- 精勤：次の条件を満たす者。（出席停止や忌引きの場合は精勤の対象となる。）

- ・3年間で欠席 3 日以内かつ遅刻および早退が 5 回以内であること。

※特に生活態度・学習態度にかかわる問題がある者等、審議により該当から外れる場合もある。

◇定期試験に関する事項

【試験の欠席・遅刻・早退等の取り扱いについて】

- 定期試験について、追試は実施しない。
- 試験開始 25 分を過ぎた場合は入室できない。当該生徒は次の時間まで生徒支援室で待機する。
- 原則、試験開始後は途中で退出することができない。特別な事情で退出した場合、再入室できるが、再び試験を受けることはできない。

【不正行為について】

- 試験中の次の行為を不正行為とする。
 - ・許可された物以外のノート、教科書、メモ等の参照。
 - ・携帯電話・スマートフォンの使用。
 - ・近隣席の答案の覗き見。
 - ・不要な私語。
 - ・その他、生徒支援グループが不正行為であると判断したもの。
- 不正行為は生徒指導の対象となる。この場合、原則当該期間の定期試験の全ての科目が 0 点となる。

【試験未受験生徒について】

- 校務などでの「出席扱い」、学校感染症などの「出席停止」、また長期入院などで受験できない場合は、見込み点を含む総合的評価となる。
- 「欠席」・「特別指導」による未受験の場合は、見込み点はない。(0 点扱いとなる。)

◇及落・卒業判定および補填に関する事項

【及落・卒業判定について】

- 進級については及落判定会議、卒業については卒業判定会議で判断し、認定される。
- 1、2 年次は学年末において評定「1」の科目がある場合、進級できない。3 年次は 1・2 学期総合評価において同様の場合、卒業が認められない。
- 年間の標準時間数（1 単位につき 35 時間）の 1/3 を超える結果があった場合、進級および卒業を認めない。
- 成績（及落）判定会議後に、評定「1」となった教科によって当該生徒に補習等の指導を行い、その教科から評定「2」とする提案がなされれば、臨時職員会議によって追認される場合がある。ただし、追認が許されるのは、成績（及落）判定会議から 2 週間以内とする。

生徒心得

1 生徒としての生活のあり方

- (1) 三浦学苑高等学校の生徒としての誇りと義務とを基とし、校則を遵守し、互いに協力しあって、立派な人格の完成と善美な校風の確立に努める。
- (2) 生徒はよく教師や本校関係者からの指導助言を守り、自主独立の精神にもとづく健康で希望に満ちた言動を通じて、将来のための基礎を確立すべきである。

2 授業

- (1) 生徒は必ず所定の時刻（8時30分）までに登校し、定められた時間割に従って学習しなければならない。
- (2) 授業中は真面目に学習し、勉学の妨げとなるような行為はしない。
- (3) 授業中は無断で教室に入ったりしない。
- (4) 教室内では勝手に座席を変更しない。
- (5) 授業の始業時及び終業時は生徒全員が教科担当に自主的な礼を行う。
- (6) 授業中での担当教師との質疑応答は礼儀正しく行う。
- (7) 授業に必要な教科書や教材を忘れないように注意する。

3 礼儀

- (1) 校内外を問わず、年長者に対しては礼を行い、言葉遣いや態度において非礼とならないように注意する。
- (2) 生徒間相互においても非礼な言動を戒める。

4 考査

- (1) 不正行為は、最も恥ずべき行為であり、違反者は厳重に指導される。
- (2) 考査中の座席順は、クラス担任の指示通りとし、一切の変更を認めない。
- (3) 考査中は平素の実力を十分に発揮し成果を上げるように努める。
- (4) 考査中は所持品を指示通りの場所に置き、一切の貸借を禁止する。
- (5) 考査中は特別な事情による他は、所定の終了時間まで退出してはならない。

5 届出許可

- (1) 欠席、遅刻、欠課、早退等があらかじめ予定されている場合は、所定の諸届欄に記入し、クラス担任へ届け出なければならない。当日の欠席はBLEND（学校連絡システム）にて届け出る。
- (2) 病気による欠席が7日以上に及ぶ場合、医師の診断書を添えて所定の書式で届け出る。診断書の提出期日は出校後3日以内までとする。
- (3) 病気、その他の理由により休学する場合は、クラス担任に相談の上で、所定の書式により学校長に願い出ること。（復学の場合も同じ）休学期間は3ヶ月以上、2ヶ年以内とする。
- (4) 転退学する場合は、クラス担任に相談した上で、所定の書式により学校長に願い出る。
- (5) 早退する場合は、かならずクラス担任の許可を経てのちに下校する。クラス担任の不在の場合は同学年の教職員にその旨を依頼して許可をうける。
- (6) 公用（校務、生徒会関係など）と認められた場合の欠課は出席の扱いとする。

- (7) 校内で身体不快のため、保健室を利用して休憩する時は、教科担当またはクラス担任へその旨を届け出る。
- (8) 忌引きはかならずクラス担任へ報告する。
親族の死亡による忌引きの日数を以下のように定める。
 - ① 一親等（父母）の死亡については5日間認める。
 - ② 二親等（祖父母、兄弟、姉妹）の死亡については、3日間認める。
 - ③ 三親等（伯、叔父母、甥、姪）の死亡については、1日間認める。
- (9) 授業料及び諸経費の納入は、必ず所定の期日までに行い、万一納入不能な場合は、その事由を保護者よりクラス担任へ届け出て承諾を得ること。

6 服装・頭髪等

- (1) 制服は本校指定のものとする。

<男子>

- ① 男子基本制服については、ジャケット・ワイシャツ・ネクタイ・スラックス・校章（バッジ）・靴下とする。
- ② 男子ベルトについては、黒革の装飾のないものとする。
- ③ 頭髪の型は、学生らしく、染色、パーマメント、特異な髪型、極端な長髪等いたずらに流行にとらわれない。

<女子>

- ① 女子基本制服については、ジャケット・ワイシャツ・リボン・ネクタイ・スカート・スラックス・校章（バッジ）・靴下とする。
- ② 女子の黒ストッキングについては、冬期の着用を認める。
- ③ 頭髪の型は、染色、パーマメント、クリップをする等、いたずらに流行にとらわれない。
- ④ 髪を束ねる物に関しては、黒、紺、茶の3色に限る。

<男女>

- ① ベスト・セーター・パーカー・ポロシャツ・夏スカート・夏スラックス・コートは任意の購入とする。
- ② ベスト・セーター・パーカー着用による登校を認める。
- ③ 5月1日から10月末日までの期間は、ポロシャツの着用を認める。ただし、式典などの公式行事は、ジャケット（冬期のみ）・ワイシャツ・ネクタイ・リボン・スラックス・スカートを着用する。
- ④ ワイシャツは、1年を通して、長袖・半袖着用を認める。
- ⑤ 男女とも、靴は黒革の装飾のないものとする。
- ⑥ 制服の着崩し、改造は一切認めない。
- ⑦ 体育の授業、調理、工業実習の際には、指定された衣服を着用する。
- ⑧ 校内での上履きは指定された学年色のもを用いる。
- ⑨ ピアス・イヤリング等不必要な装飾品は禁止する。
- ⑩ カバンは、教科書が入る大きさで、蓋が閉まるものを使用する。
- ⑪ その他、上記項目に反する場合、登校を禁止する。

7 行 動

<校 内>

- ① 特に貴重な物品や、学習上不必要な物品を持参しない。
- ② 所持品には全て各自の所属科名、学年、組、氏名を明記する。
- ③ 校内で所持品を紛失したり、遺留品を拾得した場合は直ちに生徒支援グループまでその旨を届け出ること。
- ④ 生徒相互間で金品の貸し借りや売買は禁止する。
- ⑤ 登校後は授業終了まで無断外出することはできない。万一外出の必要がある時はクラス担任または生徒支援グループの許可を必要とする。
- ⑥ 校内では定められた時間以外での飲食は禁止する。
- ⑦ 建物、校具、樹木等は大切に取扱い、万一、誤って破損したり、亡失した場合は直ちに教職員へその旨を届け出ること。
- ⑧ 運動具、実験具、実習具等の公具使用は、すべて許可ある場合のみ使用し、使用後は整理整頓して直ちに返納する。ただし、部活動等で連続使用の場合は部顧問の許可を受け指示通りに使用する。
- ⑨ 集会を催す場合またはポスター類の掲示や張り紙、パンフレット類の配布をする場合は教職員の許可を必要とする。ただし、部関係の場合は生徒会顧問の許可を必要とする。
- ⑩ 工場、実験室、図書室、体育館等、特別な場所においてはその定める規則または各責任者の指示に従わなければならない。
- ⑪ 全校集会など全員が集合するような場合は、敏速且つ静粛に行動すること。
- ⑫ 伝達事項の掲示や放送には常に注意をおこたらない。
- ⑬ 特別に長時間居残りをする必要がある場合は、クラブ、個人の別なく教職員にその旨を届け出て指示に従うこと。
- ⑭ 放課後は自己が所属するクラス以外の教室をみだりに使用しない。ただし、学習、会合、クラブ活動等必要があつて使用する場合は、教職員の許可を経たのち使用し整頓は使用者の義務とする。
- ⑮ 土日、祝祭日等に校舎（教室、実験室、実習室等を含む）校具、運動場、その他の施設を使用する場合はクラス担任または教職員に届け出ること。
- ⑯ 校内美化に努め、清潔な環境づくりに努力すること。
- ⑰ 校内で負傷、または病気になった場合は、速やかに養護教諭へ申し出て手当てをうけること。
- ⑱ 暴力行為や賭け事はいかなる理由によっても行わない。
- ⑲ 生徒はバイクや普通乗用車等の免許取得、購入、乗用、同乗することを禁止する。ただし、次の場合に限り、免許の取得や運転を許可する。
 - (a) 家業の手伝いに、どうしても本人の助力が必要と認められた場合。
 - (b) 校納金が本人のはたらきによって支払われる環境となった場合。
 - (c) 卒業後の進路に必要性が認められた場合。（在学中の運転は認めない。）

上記の許可を受ける場合は、保護者が来校し、生徒支援グループと面接をして、運転免許の取得の必要性を説明し認められれば学校長が許可証を発行する。

<校 外>

- ① 校外での服装、言動は本校生徒としての品位を示すものであることを認識すること。
- ② 外出または下校の途中でほかに立ち寄る必要がある時は、なるべく事前に保護者の承諾を得ること。緊急の場合も保護者と連絡がとれるように努める。
- ③ 夜間の外出や、理由なく繁華街を徘徊してはならない。ただし、必要やむを得ざる場合の夜の外出は原則として 22 時までに帰宅する。
- ④ 外泊は保護者の許可を必要とし、外泊先との連絡を保護者が取れる様にする。
- ⑤ アルバイトは原則として禁止する。ただし、特別の場合はその限りでない。
- ⑥ 登山、キャンプは必ず保護者の申し出によりクラス担任へ届出をすること。
- ⑦ 不良交遊、薬物乱用、飲酒、喫煙、その他、学生として恥ずべき行為は絶対にしない。
- ⑧ 不健全な社交場、遊技場などに立ち入らない。
- ⑨ 交通道徳を厳守し、事故を防ぎ、自らも危険な行動をとらない。
- ⑩ 交通機関を利用する場合は、公德に反する行為がないように十分に注意すること。
- ⑪ 旅行、見学、試合等校外における生活は、校内生活の延長であることを自覚し、常に規律正しく行動すること。

<その他>

- ① 外部の団体又は学校等との交渉を行う場合は、必ず関係教職員の承諾を得ること。
- ② マスコミ（テレビ出演等）関係から依頼、要請がある場合は、クラス担任と相談のうえ、学校へ届け出ること。
- ③ 姓名、現住所、保護者などの変更があった場合は、直ちに所定の書式により届け出ること。
- ④ 本人が感染症にかかった場合は、クラス担任及び養護教諭へその旨を直ちに届け出ること。
- ⑤ 各種証明書の発行を請求する場合は、遅くとも前日までに係へ申し出ること。
- ⑥ 校内外で特に公の任務についた場合は、責任ある行動をとること。
- ⑦ 男女生徒の交際は常に清純であること。
- ⑧ 進路、家庭、学習などで特別に相談したいことがある場合は、クラス担任を中心として問題解決に努めること。
- ⑨ 生徒は学校で定める諸規則を厳守し、違反しないように注意する。
万一、違反する行為があった場合は、学校で定める罰則規定により処分されることがある。
- ⑩ 校内では携帯電話・スマートフォンの電源を切り、使用は禁止する。

三浦学苑後援会規約

- 第一条 この会は三浦学苑後援会とよび、事務局を同学苑内に置く。
- 第二条 この会は本学苑在籍生徒保護者と教職員とを以て組織し、学校と家庭との積極的な協力により教育の振興と後援を図ることを目的とする。
- 第三条 この会の目的を達成する為に次の事業を行う。
一、本学苑教育の改善進歩に対する全面的協力。
二、本学苑施設、設備等への援助。
- 第四条 この会に次の役員及び委員を置く。
一、会 長 一 名
二、副 会 長 三 名（内一名は本学苑管理職）
三、会 計 二～三名（内一名は本学苑管理職）
四、書 記 三 名
五、監 事 二 名
六、運営委員 若 干 名（任期は三年間）
- 第五条 役員の仕事は次の通りとする。
一、会長は会務を統轄し、会合を主宰し、外部に対して会を代表する。
二、副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をする。
三、会計は経費の出納を掌り、当該年度の決算を監事の監査を経て全会員に報告する。
四、書記は本会に関する記録を整備し、諸通知を発送する。
五、監事は会計を監査する。
六、運営委員は会務の運営に当たる。
- 第六条 会長、副会長、会計、書記、監事及び運営委員は役員会で選出し、定期総会に於いて承認を得る。
- 第七条 定期総会は年一回とし、臨時の総会は全会員の一割以上の要請があった場合、又は、会長が必要と認めた場合に会長が招集する。

第八条 役員会は随時開催する。

第九条 総会及び役員会は過半数の出席を以て成立し、議決は出席者の過半数の同意を要する。

第十条 この会の経費は会費及び寄付金を以て充てる。

第十一条 会費の額は予算に従って総会に於いて決定し、会員は正規の会費を必ず納入しなければならない。

第十二条 この会の会計年度は四月一日より翌年三月三十一日までとする。

第十三条 事務執行に必要な細則は別に定めることがある。

第十四条 規約の改正は総会の承認を要する。

第十五条 この規約は平成二十八年四月一日より実施する。

個人情報取り扱いについて

本校では、ご提出いただきました住所・氏名等の個人情報に関しまして、次のとおり適正かつ安全に管理・運用することに努めます。

1 利用目的

本校は、収集した個人情報について、次の目的のために利用いたします。

- ① 保護者・生徒の住所管理
- ② 保健情報・健康管理上必要な場合
- ③ 特別教育活動等における他団体への登録を目的とする情報の提供
- ④ 成績管理
- ⑤ 外部テスト・模擬試験等で外部委託会社への登録を目的とする情報提供
- ⑥ 入試広報業務

2 管理体制

本校は、保護者・生徒の個人情報を第三者に開示・提供、漏洩等をいたしません。また、漏洩等の防止につきましては、本校個人情報管理体制に従って、適切に安全対策を講じます。ただし、利用目的に応じて、第三者への開示・提供をすることがあります。

3 開示・提出をする場合

本校は、次の場合を除いて、個人データを第三者へ提供することはありません。

- ① 本校の委託会社（学力検査・模試等）へ対応する場合
- ② 法令等により提出を求められた場合
- ③ 教育活動上、外部より情報を求められた場合
- ④ 保護者・生徒の特定または識別が不可能な様、加工されたうえで統計的なデータとして利用する場合

※本件に関する相談につきましては、本校管理職までお願いいたします。